

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年12月24日

【会社名】 ジョルダン株式会社

【英訳名】 Jorudan Co.,Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 佐藤俊和

【本店の所在の場所】 東京都新宿区新宿二丁目5番10号

【電話番号】 03(5369)4051 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室長 岩田一輝

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区新宿二丁目5番10号

【電話番号】 03(5369)4051 (代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経営企画室長 岩田一輝

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、令和元年12月20日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものがあります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

令和元年12月20日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金13円 総額66,820,741円

ロ 効力発生日

令和元年12月23日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を2年から1年に変更するものであります。但し、平成30年12月21日開催の定時株主総会において選任された取締役の任期につきましては、かかる任期の変更を適用しないものいたします。そのため、これを明確にする附則を新設するものであります。

(2) 機動的な資本政策及び配当政策の遂行を可能とするため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう規定の新設を行うものであります。併せて、これにより内容が重複する現行定款第6条（自己の株式の取得）及び第49条（中間配当）を削除するとともに、基準日に関する規定を整備するものであります。

(3) 上記の変更に伴う条数の変更を行うものであります。

第3号議案 監査役1名選任の件

小田恭司を監査役に選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金の処分の件	38,140	52	0	(注)1	可決 96.57
第2号議案 定款一部変更の件	38,072	120	0	(注)2	可決 96.40
第3号議案 監査役1名選任の件 小田 恭司	38,062	130	0	(注)3	可決 96.37

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。